

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	沖縄の産業高度化・事業革新促進地域における課税の特例の延長	
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税11) (法人住民税、法人事業税:義)(自動連動)(地方税7)
		② 上記以外の対象税目	(所得税:外、個人住民税、外、事業所税:外)
3	要望区分の別	【新規・拡充・ <u>延長</u> 】【単独・ <u>主管</u> ・共管】	
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>(1) 国税 (アまたはイのいずれかを選択)</p> <p>ア 投資税額控除 (法人税)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 沖縄県知事によって産業高度化・事業革新措置実施計画が認定され、当該事業の用に供する設備を新・増設した青色申告法人は、新・増設に係る取得価額に次の割合を乗じた額を法人税額から控除できる。 (ア) 機械及び装置、器具及び備品の取得価額合計額が100万円を超えるもの：15% (イ) 建物及びその附属設備の取得価額合計額が1,000万円を超えるもの：8% ・ 控除額限度は法人税額の20%、繰越税額控除4年、取得価額上限は20億円 ・ 対象となる建物附属設備は、建物と同時取得したものに限定。 <p>イ 特別償却 (法人税、所得税)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 沖縄県知事によって産業高度化・事業革新措置実施計画が認定され、当該事業の用に供する設備を新・増設した青色申告者は、新・増設に係る取得価額に次の割合を乗じた額を、普通償却限度額 (または所得税法の規定による償却費) に加え、法人税額 (または所得税額) から償却できる。 (ア) 機械及び装置、器具及び備品の取得価額合計額が100万円を超えるもの：34% (イ) 建物及びその附属設備の取得価額合計額が1,000万円を超えるもの：20% ・ 取得価額の上限度額20億円 ・ 対象となる建物附属設備は、建物と同時取得したものに限定。 <p>(2) 地方税</p> <p>ア 個人住民税、法人住民税及び事業税</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記の法人税及び所得税負担の軽減と同様の効果を適用する。(自動連動) <p>イ 事業所税 (那覇市のみ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 沖縄県知事によって産業高度化・事業革新措置実施計画が 	

		<p>認定され、当該事業の用に供する施設を那覇市に新設した青色申告法人は、次の場合、事業所税のうち、資産割の課税標準となるべき事業所床面積を2分の1として5年間計算。</p> <p>《要望の内容》 延長要望（適用期限を1年間延長し、令和4年3月31日までとする。）</p> <p>《関係条項》 沖縄振興特別措置法 第36条、第37条 租税特別措置法 第12条、第42条の9、第45条、第68条の13、第68条の27 租税特別措置法施行令 第6条の3、第27条の9、第28条の9、第39条の43、第39の56 租税特別措置法施行規則 第20条の4、第20条の16、第22条の26、第22条の37 地方税法 第23条第1項第3号、第292条第1項第3号 附則第33条 地方税法施行令 附則第16条の2の8</p>
5	担当部局	内閣府 政策統括官（沖縄政策担当）付 産業振興担当参事官室
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和2年8月 分析対象期間: 平成27年度～令和3年度
7	創設年度及び改正経緯	<p>平成14年度</p> <ul style="list-style-type: none"> 産業高度化地域の創設 <p>平成19年度</p> <ul style="list-style-type: none"> 5年間延長 <p>平成24年度</p> <ul style="list-style-type: none"> 産業高度化地域を廃止し、産業高度化・事業革新促進地域を創設 対象地域を13市町村から全市町村に拡大 投資税額控除の適用対象の機械等の下限取得価格の引下げ（1,000万円超→500万円超） <p>平成26年度</p> <ul style="list-style-type: none"> 機械等下限取得価格の引下げ（500万円超→100万円超） <p>平成29年度</p> <ul style="list-style-type: none"> 2年間延長 <p>令和元年度</p> <ul style="list-style-type: none"> 2年間延長
8	適用又は延長期間	1年間（令和3年度）
9	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 沖縄は、広大な海域や豊富な亜熱帯性生物等の地域資源を有するとともに、世界最高水準の教育・研究機関も立地しており、付加価値の高い製品の開発や新たな事業の創出において高い優位性・潜在性を有している。 このため、産業高度化・事業革新に資する企業や製造業等の集積、当該企業等による設備投資や研究開発等を促進することで、沖</p>

縄の優位性・潜在性を活かした産業イノベーションを促進し、沖縄の幅広いものづくり産業の基盤となる製造業等の振興を図り、もって沖縄における自立型経済の発展を目指す。

《政策目的の根拠》

○沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）

（目的）

第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自律的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

十 産業高度化・事業革新促進事業 産業高度化（事業者の製品若しくは役務の開発力、生産若しくは役務の提供に関する技術又は経営の能率が向上することをいう。以下同じ。）又は事業革新（沖縄の特産物として相当程度認識されている農林水産物若しくは鉱工業品又は当該鉱工業品の生産に係る技術の活用により新たな事業を創出し、又は新たな需要を相当程度開拓することをいう。以下同じ。）に特に寄与すると認められる業種として政令で定めるものに属する事業をいう。

（産業高度化・事業革新促進計画の作成等）

第三十五条 沖縄県知事は、産業高度化及び事業革新を促進するための計画（以下「産業高度化・事業革新促進計画」という。）を定めることができる。

2 産業高度化・事業革新促進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 計画期間

二 産業高度化・事業革新促進事業を行う企業の集積を促進することにより、その地域における製造業等その他の事業を行う者の産業高度化又は事業革新が相当程度図られると見込まれる地域であって、当該産業高度化又は事業革新を効果的に図るため必要とされる政令で定める要件を備えているもの（以下「産業高度化・事業革新促進地域」という。）の区域

三 産業高度化・事業革新促進事業を行う企業の集積を促進するため沖縄県が産業高度化・事業革新促進地域において実施しようとする施設の整備その他の措置の内容

3～7 （略）

（産業高度化・事業革新措置実施計画の認定等）

第三十五条の三 提出産業高度化・事業革新促進計画に定められた産業高度化・事業革新促進地域の区域内において製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業を営む者は、産業高度化・事業革新措置（製造業等の産業高度化若しくは事業革新に必要な施設の整備その他の措置又は産業高度化・事業革新促進事業に必要な施設

		<p>の整備その他の措置をいう。以下この条及び次条において同じ。)の実施に関する計画(以下この条において「産業高度化・事業革新措置実施計画」という。)を作成し、当該産業高度化・事業革新措置実施計画が適当である旨の沖縄県知事の認定を申請することができる。</p> <p>2～7 (略)</p> <p>(課税の特例)</p> <p>第三十六条 提出産業高度化・事業革新促進計画に定められた産業高度化・事業革新促進地域の区域内において認定産業高度化・事業革新措置実施計画に従って製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業の用に供する設備を新設し、又は増設した認定事業者が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置、器具及び備品並びに建物及びその附属設備を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。</p> <p>○沖縄振興基本方針(平成24年5月11日 内閣総理大臣決定)</p> <p>II 沖縄の振興の意義及び方向</p> <p>2 沖縄振興の方向</p> <p>(1) 沖縄の優位性を生かした民間主導の自立型経済の発展</p> <p>アジア地域との地理的近接性、亜熱帯という自然的特性等の沖縄の優位性を生かした産業振興を戦略的に進めていく。</p> <p>特に、成長するアジア地域の活力を取り込み、観光・リゾート産業、情報通信関連産業に加えて国際物流拠点産業等を新しいリーディング産業として確立していくことにより、沖縄の自立を図るとともに、我が国の成長戦略と軌を一にして、我が国やアジア・太平洋地域の発展にも寄与していく。</p> <p>III 沖縄の振興に関する基本的な事項</p> <p>1 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項</p> <p>(4) 産業イノベーションの推進</p> <p>沖縄は、広大な海域と豊富な亜熱帯性生物等の地域資源を有するとともに、世界最高水準の教育・研究機関も立地しており、付加価値の高い製品開発や新たな事業を創出する高いポテンシャルを有している。</p> <p>沖縄のポテンシャルを活用した産業イノベーションを推進し、沖縄の幅広いものづくり産業の基盤となる製造業等の振興を図り、沖縄の地域資源を活用した新事業の創出、企業の商品開発力・技術力の向上等を目指す。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>【政策】12. 沖縄政策</p> <p>【施策】12. 沖縄振興に関する施策の推進</p>
	③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>1. 達成目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年までに、沖縄県の製造品出荷額(石油製品を除く)を

			<p>5,600億円に増加させる。</p> <p>2. 測定指標</p> <p>令和3年度までに以下の目標を達成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本制度を活用した企業数 82社 ・本制度を活用した設備投資額 320億円 <p>※データ元である工業統計調査の制約上、上記目標は「年度」ではなく「年」単位とする。</p> <p>※達成目標は、沖縄振興特別措置法に基づき沖縄県が策定した沖縄振興計画（沖縄21世紀ビジョン実施計画）の目標値を用いることとする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本特例措置を通じて、企業の開発力・生産技術の向上や新事業創出等に資する設備投資を誘発するとともに、減税による余力を更なる設備投資や研究開発に活用していくことで、企業のイノベーションが次のイノベーションを呼び、より高付加価値な製品等の創出につながる。</p> <p>また、製造業だけでなく、デザイン業や計量証明業などのものづくり産業を支える、いわゆるサポーター産業においても、活発な設備投資を促すことで、製造業の高度化や新たな事業創出を促進していく。</p> <p>このように製造業やサポーター産業の設備投資を通じてイノベーションを活性化させていくことは、県内のものづくり産業の製造品出荷額増加につながり、県内総生産の増加、ひいては民間主導の自立型経済の構築に寄与するものである。</p>																														
10	有効性等	① 適用数	<p>1. 過去5年間の適用件数実績</p> <p style="text-align: right;">(単位：件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>投資税額控除</td> <td>27</td> <td>20</td> <td>23</td> <td>26</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>特別償却</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>7</td> <td>2</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>事業税</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※国税について、平成27年度から平成30年度までは、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）。</p> <p>※地方税（法人住民税・事業税の自動連動分）について、平成27年度から平成30年度までは「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）</p> <p>※令和元年度国税の適用状況については、沖縄県庁実施の企業アンケート調査。</p> <p>※事業税に地方法人特別税を含んでいる。</p> <p>※算定できないものについては「-」と記載。</p> <p>2. 今後の適用件数見込み</p> <p>令和2年度及び令和3年度は、平年度で投資税額控除25件、特別償却4件程度の適用を見込む。（算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照）</p> <p>3. 特別償却の適用実績が僅少な理由</p> <p>投資税額控除及び特別償却制度を適用するには、沖縄県知事による計画認定が必要であり、計画認定を受けた法人が、個々の法人の財務状況・経営状態等に応じ、投資税額控除及び特別償却のうち、最も効果</p>		H27	H28	H29	H30	R1	投資税額控除	27	20	23	26	13	特別償却	4	3	7	2	6	法人住民税	-	-	-	-	-	事業税	-	-	-	-	-
	H27	H28	H29	H30	R1																												
投資税額控除	27	20	23	26	13																												
特別償却	4	3	7	2	6																												
法人住民税	-	-	-	-	-																												
事業税	-	-	-	-	-																												

的な特例措置を選択して適用している。両措置の適用状況に差が生じているものの、当該選択肢である両制度が沖縄県における産業高度化・事業革新のインセンティブとなっている。

【参考】適用実績の増加に向けて実施してきた取組

平成 29 年度から、内閣府と沖縄県が連携し、沖縄税理士会の協力のもと、特区・地域制度のワンストップ相談窓口を開設するとともに、内閣府と沖縄県の共催により「税制活用セミナー」を開催しており、令和元年度は 2 回実施した（10 月）。また、沖縄県としては、企業向け説明会（展示会への出展を含む。）を県内 5 回、県外 8 回、海外 6 回開催するとともに、沖縄県産業振興公社においても、9 回実施した。

この結果、平成 31 年 4 月から令和 2 年 3 月までの間に、相談窓口では 487 件の問合せがあり、うち産業高度化・事業革新促進地域に関しては 119 件で、特区・地域制度全体に関する問合せに次いで 2 番目に問合せ件数が多い（個々の制度の中では 1 番多い。）状況となっている。

今後も引き続き周知活動を行い、企業の設備投資等を促していく。

② 適用額

1. 過去 5 年間の適用額実績

（単位：百万円）

	H27	H28	H29	H30	R1
投資税額控除	392	299	440	290	114
特別償却	46	18	44	19	94
法人住民税	55	39	62	40	-
事業税	4	2	17	5	-

※国税について、平成 27 年度から平成 30 年度までは、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）。

※地方税（法人住民税・事業税の自動連動分）は、平成 27 年度から平成 30 年度までは「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）。

※令和元年度国税の適用状況については、沖縄県庁実施の企業アンケート調査。

※事業税に地方法人特別税を含んでいる。

※算定できないものについては「-」と記載。

2. 適用額の偏りについて

平成 28 年度から令和元年度までに認定した企業を業種別で見ると、製造業の割合が一番多く、次いで電気業の件数が多いが、令和元年度の設備投資額（沖縄県調べ）で見ると電気業の投資額が大きい。

これは、島嶼県であり多くの離島を抱える沖縄の地理的・地形的要因により電気の供給コストが高くなるため、社会基盤である電気の安定的かつ適正な供給を確保するために大規模な設備投資を実施する必要がある、他業種と比較して自ずと投資額が高額になっているものである。

このため、当該金額の偏りは特定の企業のみにより有利な制度設計になっているために生じるものではない。

●措置実施計画の認定状況(平成28～令和元年度)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	件数	件数	件数	件数
製造業	50	37	21	34
電気業	17	9	22	24
卸売業	4	6	1	3

※認定実績が1件のものは除く。

●令和元年度認定企業の設備投資状況

- ・製造業 1,249 百万円(34 件)→1 件あたり約 37 百万円
- ・電気業 3,286 百万円(24 件)→1 件あたり約 137 百万円

3. 今後の適用額見込み

令和2年度及び令和3年度は、平年度で投資税額控除 350 百万円、特別償却 84 百万円程度の適用を見込む。(算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照。)

③ 減収額

1. 過去5年間の減収額実績

(単位:百万円)

	H27	H28	H29	H30	R1 (見込み)
投資税額控除	392	299	440	290	114
特別償却	11	4	44	19	22
法人住民税	55	39	62	40	10
事業税	4	2	17	5	6
合計	462	344	563	354	152

※平成27年度から平成30年度までについては、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」における活用実績に基づいて試算。令和元年度については、沖縄県実施の企業アンケート調査における活用実績に基づいて試算。

※特別償却に係る法人税率は、H27年度は23.9%、H28年度及びH29年度は23.4%、H30年度及び令和元年度は23.2%として算出。

※法人住民税について、平成27年度から平成30年度までは、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)。

※令和元年度の法人住民税は、国税の減収額に税率7%を乗じて算定

※令和元年度の事業税は、特別償却の適用額に税率6.47%を乗じて算定

2. 今後の減収額見込み

令和2年度及び令和3年度は、平年度で投資税額控除 350 百万円、特別償却 20 百万円、法人住民税 26 百万円、事業税 5 百万円の減収を見込む。

(国税の算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照)

(法人住民税は、国税の平年度の減収額に税率7%を乗じた額)

(事業税は、特別償却の平年度の適用額に税率6.47%を乗じた額)

④ 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》

1. 政策目的の達成状況

本制度を活用して、より高付加価値な製品を製造する事業者や地域資源等を活かした事業者等による産業の高度化等が進み、沖縄県における製造品出荷額は増加傾向にある。

一方で、県内総生産に占める製造業の割合は平成 28 年度時点で 4.5%（全国平均 20.7%）であり、県内製造業の労働生産性も全国と比較して依然と低い状況である。

このため、引き続き本税制を活用して製造業とサポーターティング産業の設備投資を促すことで産業の高度化等による生産性、生産額の向上を後押しし、民間主導の自立型経済の構築に努めていく必要がある。

2. 所期の目標の達成状況

平成 30 年工業統計調査実績では、沖縄県における製造品出荷額（石油製品を除く）は 4,758 億円であり、H24 年以降増加傾向にあるもの

の、目標の 5,600 億円には達していない。

しかしながら、本税制を活用し、製造業等が設備投資を行うことで、当該企業等の製造量等は増加し、製造品出荷額の増加につながっている。

（単位：億円）

	H25	H26	H27	H28	H29
製造品出荷額 (石油製品除く)	3,972	4,147	4,341	4,427	4,758

※平成 30 年工業統計調査結果（沖縄県）

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

租税特別措置を活用して、平成 26 年度から平成 30 年度までに本制度を活用した企業数は 147 社で、これらの企業による設備投資額は 382 億円となっており、産業の高度化等に向けた設備投資が促進された。

なお、平成 28 年度に設定した測定指標に対し、平成 28 年度から平成 30 年度までの活用企業数の実績に乖離がある要因としては、平成 27 年度まで本制度を活用していた企業が、平成 28 年度以降に経済金融活性化特別地区その他の制度を活用したことなどによるものである。また、平成 28 年度から平成 30 年度までの設備投資額の実績に乖離がある要因としては、平成 27 年度までは、電気業を業種とする某企業の投資額が 100 億円以上又は 100 億円規模だったものが、平成 28 年度以降は 10 億円～20 億円規模に減少したことなどによるものである。

（測定指標）

令和 3 年度までに

- ・ 本制度を活用した企業数 82 社
- ・ 本制度を活用した設備投資額 320 億円

実績・見込：

(単位：社、百万円)

	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
活用企業数 (指標)	—	—	38	44	51	60	70	82
活用企業数 (実績)	35	31	23	30	28	—	—	—
活用企業数 (見込)	—	—	—	—	—	28	29	29
設備投資額 (指標)	—	—	14,860	17,206	19,943	23,463	27,373	32,066
設備投資額 (実績)	14,573	9,493	3,253	5,982	4,950	—	—	—
設備投資額 (見込)	—	—	—	—	—	7,280	7,540	7,540

※測定指標は、H28年度に過去の実績から将来の適用見込みを試算

※活用企業数(実績)は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)

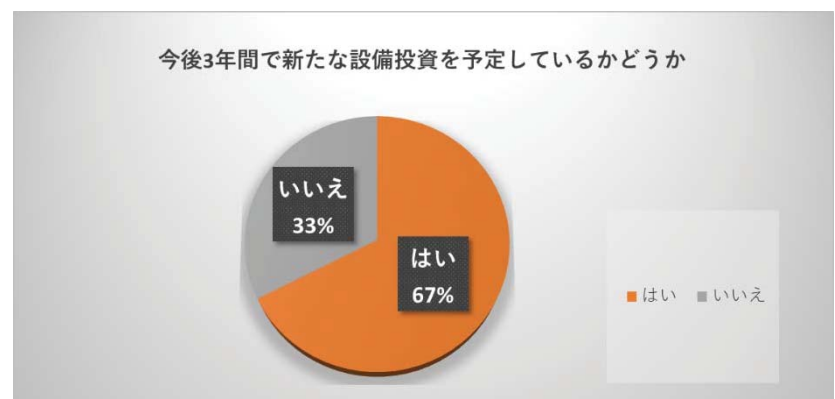
※活用企業数(見込)は、別紙「減収額・適用見込みの試算」の国税の見込み件数を合計し算出

※設備投資額(実績)は、沖縄県によるアンケート調査結果により算出

※設備投資額(見込)は、H26年度からH30年度までの設備投資額の合計を活用企業数の合計で除した2.6億円を用いて算出

2. 制度が延長できない場合の影響

過去2カ年(平成29年度及び平成30年度)に産業高度化・事業革新措置実施計画を認定した企業を対象に、令和元年6月に沖縄県が実施したアンケート調査によると、今後3年間で新たな設備投資を予定しているかどうかとの設問に対して、「はい(予定している)」と回答した企業が半数以上(40社中27社、選択率67%)となっている。



※過去2カ年(平成29年度及び平成30年度)に産業高度化・事業革新措置実施計画を認定した企業を対象(回収率73.2%)

また、今後設備投資をする場合、本制度を利用するかどうか、との設問に対して、「はい（利用する）」と回答した企業が「25社中、20社、選択率80%」となっている。



※27社中2社は未回答

これら企業では、新たな設備投資により生産量が倍増するとともに、減税額を新たな製品開発の資金に充てて事業を拡充するなどの事例があり、本制度は企業の積極的な設備投資を促進し、県経済を押し上げる効果を有するものといえる。

本特例措置が延長されない場合、沖縄県の製造業やサポーターイング産業における設備投資に対するインセンティブ措置が失われ、企業の設備投資意欲が削がれることで、企業の開発力・技術力の向上や新たな事業創出に向けた投資が停滞し、製造業等の振興が阻害され、ひいては沖縄における自立型経済の発展に支障を来すことが懸念される。

⑤ 税収減を是認する理由

本特例措置は、企業が開発力・生産技術の向上や地域資源を生かした新事業の創出に向けた工場の整備や機械装置の導入等に対する設備投資を実施するインセンティブ措置として作用している。具体的には、平成28年度及び平成29年度に税を活用して年平均46億円の設備投資が実施されている。

これにより、設備投資による産業の高度化もあり、沖縄県の製造業における従業員一人当たりの製造品出荷額（石油製品を除く）は、平成26年の15.7百万円から、平成29年は17.8百万円に増加しており（平成30年工業統計調査（沖縄県））、今後も増加が見込まれる。また、令和3年までに沖縄県の製造品出荷額（石油製品を除く）を5,600億円に増加させること（沖縄21世紀ビジョン実施計画）にも寄与できると考える。

一方で、沖縄県でも人手不足が深刻化しており、各企業においては人材確保が課題である。そのため、労働生産性を高めるため、企業の設備投資意欲を喚起し、生産性向上につなげていく必要がある。

このため、本制度は県経済の活性化に大きく寄与するものであり、税収減を是認するに足る効果のあるものと考えられる。

11 相当性

① 租税特別措置等によるべき妥当性等

本特例措置は、沖縄県のものづくり産業の基盤となる製造業等の振興を図るため、産業高度化又は事業革新に資する事業を対象として、投資を促進するものである。

		<p>本特例措置を活用する、これらの企業に効果的にインセンティブを与えて設備投資を促す手段としては、特定企業を対象とする補助金等よりも、各企業が一定裁量の下で設備投資等に関する経営判断を行うことができる税制措置の方が適当である。</p> <p>また、本地域制度においては、措置実施計画等の認定等のスキームを通して、沖縄における産業高度化や事業革新、自立型経済の構築等に資すると判断される場合に限定して投資税額控除等の措置を講じていることから、無差別に適用されることはなく、必要最小限の措置となっている。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>沖縄県においては、一括交付金等を活用して産学連携の共同研究や新たな製品やサービス等の開発支援事業等を行うことで、高度なものづくり産業の土台となる支援体制の構築に取り組んでおり、本制度では企業の自助努力による高度な設備投資等を後押しし、役割分担を図りつつ、相乗的にものづくり産業の育成・高度化を促し、本県経済振興の一翼を担う移住型産業として成長できるよう支援を行っている。</p> <p>なお、製造業を対象とした制度は他に国際物流拠点産業集積地域及び経済金融活性化特区があるが、これら制度は一定の地域内に特定の産業の集積を図り、それによって国際物流拠点の形成や北部経済の振興を進め、経済の活性化を図るための制度である。</p> <p>一方、産業高度化・事業革新促進地域は、沖縄のポテンシャルを活用した産業イノベーションを推進し、沖縄の幅広いものづくり産業の基盤となる製造業等の振興を図り、沖縄の地域資源を活用した新事業の創出、企業の製品開発力・技術力の向上等を目指すための制度であり、これら制度は目的が異なるものである。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本制度は沖縄県からの要望を踏まえて要望するものであり、国税に自動連動等する地方税の軽減はあるものの、本制度の達成目標を実現することは、沖縄県が策定した沖縄振興計画の目標達成にも寄与するため、沖縄県が協力する相当性がある。</p>
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 30 年8月 (H30 内閣 08)

産業高度化・事業革新促進地域における減収額・適用見込み(試算)

○産業高度化・事業革新促進地域における租税特別措置について1年間延長した場合の減収見込みについて、下記のとおり試算。

1. 適用実績

(単位:件、百万円)

	投資税額控除		特別償却			減収額 合計
	件数	適用額 (減収額)	件数	適用額	減収額	
H26年度	31	354	4	86	22	376
H27年度	27	392	4	46	11	403
H28年度	20	299	3	18	4	303
H29年度	23	440	7	189	44	484
H30年度	26	290	2	84	19	309
合計	127	1,775	20	423	100	1,875
1件あたりの 適用額	14		21			

※H26年度からH30年度までの件数及び適用額は、租税特別措置の適用実態調査結果に基づくもの。

※法人税率については、H26年度は25.5%、H27年度は23.9%、H28年度及びH29年度は23.4%、
H30年度は23.2%として試算

2. 計画認定企業数

(単位:件)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	合計	5年平均
企業数	41	46	48	41	26	202	40

※産業高度化・事業革新促進計画実施状況報告書より

3. 令和2年度以降の見込み

(1) 現行制度分

仮定①: 令和2年度以降の1年度当たりの認定企業数は 40件 (過去5年の平均)とする。

※ 令和元年度については、実績の38件を用いる。

仮定②: 適用実績から、計画認定企業が投資税額控除を適用する割合は 62.9%とする。

※ 投資税額控除件数 127件 ÷ 計画認定企業数 202件 = 62.9%

仮定③: 適用実績から、投資税額控除1件当たりの控除額は 14百万円とする。

※ 投資税額控除額 1,775百万円 ÷ 投資税額控除件数 127件 = 14百万円

仮定④: 適用実績から、計画認定企業が特別償却を適用する割合は 9.9%とする。

※ 特別償却件数 20件 ÷ 計画認定企業数 202件 = 9.9%

仮定⑤: 適用実績から、特別償却1件当たりの控除額は 21百万円とする。

※ 特別償却額 423百万円 ÷ 特別償却件数 20件 = 21百万円

以上の仮定に基づき、各年度の減収額・適用見込みを試算

(単位: 件、百万円)

年度	認定企業数	投資税額控除		特別償却			減収額見込み (③+⑥)
	① 件数	② 件数 (①×62.9%)	③ 適用額 (減収額) (②×14)	④ 件数 (①×9.9%)	⑤ 適用額 (④×21)	⑥ 減収額 (⑤×税率)	
令和元	38	24	336	4	84	20	356
令和2	40	25	350	4	84	20	370
令和3	40	25	350	4	84	20	370
合計	118	74	1,036	12	252	60	1,096
平年度 (R2・R3)	<u>40</u>	<u>25</u>	<u>350</u>	<u>4</u>	<u>84</u>	<u>20</u>	<u>370</u>

※令和元年度の認定企業数(①件数)は、実績を記載

※法人税率については23.2%として試算